

## 平成29年度熊本県世界文化遺産登録推進事業（修景・景観整備分）補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、世界文化遺産登録に向けてイコモス（国際記念物遺跡会議）による現地調査・アドバイザーミッションやそれらの指摘等に対応するため、修景・景観整備等の事業を行う天草市（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項によるものとする。

（補助対象経費及び補助率等）

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
世界遺産構成（予定）資産及びその緩衝地帯におけるサイン（案内板）設置や、サインの多言語対応のための翻訳等経費、除草、樹木伐採、景観阻害要因の移設・撤去経費、指摘に対応する詳細調査経費、その他必要と認められる経費	補助対象経費の1/2以内 ただし、補助事業者当たり 2,000千円を補助限度額とする。

補助対象経費は、当年度における対象経費のうち、補助金の交付決定前に支出した経費についても対象とすることができる。

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第4条 規則第4条の規定による補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容の変更）

第5条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費総額の30%を超える増減
- (2) 事業内容の変更

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、事業変更計画書（別記第6号様式）及び事業変更の内容に応じ知事が必要と認める書類を添付するものとする。

3 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による補助事業の内容等の変更の承認の通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第7号様式）により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。

(工事の着工及び完成報告)

第7条 補助事業者は、当該補助事業が工事を伴うときは、工事に着工したときは工事着工報告書を、工事が完成したときは工事完成報告書を、別記第9号様式により遅滞なく知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定により、知事が必要であると認める場合は、事業実施状況報告書(別記第10号様式)により、補助事業者に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第11号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(別記第12号様式)

(2) 収支精算書(別記第3号様式を準用する。)

(3) 補助事業の実績及び成果を証する書類並びに図面等

(4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は平成30年3月23日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、交付確定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第14号様式によるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第21条第2項に規定する期間は、補助事業完了後5年間とする。

2 補助事業者が、規則第21条第2項に規定する知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(証拠書類の保管)

第13条 規則第23条の別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。